

経過左記ノ通りニ有之

記

一 経過

(一) 事業主側

A. 十三日別記(三)印刷物ヲ各労働者ニ郵送セリ

B. 十四日迄ノ帰郷女工合計百六名

C. 十四日寄宿女工慰安ト称シ演藝會ヲ催シタルニ聽者ハ僅ニ八十名ニシテ他ノ女工ハメーデー歌ヲ合唱シ防害シタル爲メ不成功ニ終レリ

(2) 労働者側

A. 爭議團本部ニハ連日四百名乃至六百名位ノ團員集
合シツ、ヤリ

B. 十二日別記(一)印刷物ヲ十三日別記(二)印刷物ヲ寄宿
女工ニ頒布セリ

D. 十四日幹部ハ工場ニ出頭シ解雇通知書ヲ一括シテ
返戻セントシタルモ受領ヲ拒絶セラレ引取リタリ

(3) 其他ノ状況

十二日、三日當廳調停課ニ於テ双方ヲ呼出シ調停中
ナルヲ労働者側ハ賃金旧割復活ハ不能ナルモ来ル
六月ノ昇給期ニ於テ織機部其他ニ適當ノ昇給ヲ爲
シ旧制ニ近キ収入ヲ得セシムヘシトスル事業主側
ノ主張ヲ容認シタルモ解雇數ハ爭議責任者トシテ
六名ニ限ルト頑強ニ主張シ居リ且將來東京モス製
品ノ販路ヲ他會社ニ侵蝕セラル、關係上事業主側